文部科学省が指定する基幹運営費交付金、特殊要因運営費交付金	・・・・・・・	文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準
特定のプロジェクトに充当される基幹運営費交付金	・・・・・・・	業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　６年～55年

構　築　物　５年～60年

工具器具備品　２年～30年

車両運搬具　４年～５年

なお、国から承継した償却資産については、見積耐用年数を耐用年数として減価償却を行っております。受託研究収入、共同研究収入、受託事業収入によって購入した償却資産については、当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、当該受託研究期間又は事業期間を耐用年数として減価償却を行っております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、国から承継した償却資産については､見積耐用年数で､法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

教職員の賞与については、当該賞与を支払う年度において受領した運営費交付金により支払うため、引当金は計上しておりません。また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

なお、運営費交付金による財源措置のない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金（特殊要因運営費交付金）により財源措置が予定される役職員の退職一時金については、財源措置が明らかであることから、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

上記以外の役職員の退職一時金については、退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による退職金要支給額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

検定料に係る収益は、当法人の実施する入試に係る収益であり、入試を実施する履行義務を負っております。

当該履行義務は、志願者に試験結果を通知した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

講習料収益は当法人の実施する公開講座に係る収益であり、公開講座を実施する履行義務を負っております。

当該履行義務は、公開講座を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより作成しております。

なお、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示しております。

Ⅱ．重要な債務負担行為　　（単位：千円）

件　　名	契約済額	令和８年度以降支出予定額	令和７年度支出額	令和６年度支出額
東京藝術大学正木記念館改修その他工事	252,560	151,536	101,024	—
東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校熱源設備等改修工事	103,708	103,708	—	—
東京藝術大学総合保守管理業務	339,691	262,806	76,884	—

Ⅲ．重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ．貸借対照表関係

１．運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、276,638千円であります。

２．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は､1,761,082千円であります。